

令和5年度 廃棄物処理施設の維持管理に関するデータの公表

幡多クリーンセンター

令和6年8月1日
(単位:トン)

受け入れた一般廃棄物

区分	上半期	下半期	令和5年度計	前年度計
溶融処理廃棄物	14,292.2	13,935.8	28,228.0	29,126.4

溶融処理した一般廃棄物

(単位:トン)

区分	上半期	下半期	令和5年度計	前年度計
溶融処理廃棄物	15,026.1	13,679.5	28,705.5	30,155.8

排ガス・飛灰中のダイオキシン類濃度測定結果

分析項目	単位	国基準値	当施設基準値	設備名	採取場所	4年度測定日・結果		5年度測定日・結果	
						R4.8.19	R5.2.25	R5.8.31	R6.2.20
①排ガス	ng-TEQ/m ³	1.0	0.1	1号炉	煙突	0.00081	0.00011	0.00055	0.0001
				2号炉	煙突	0.000093	0.0015	0.000048	0.00043
②飛灰	ng-TEQ/g	3.0	—	1号炉	集じん器落口	0.76	0.44	0.60	1.10
				2号炉	集じん器落口	0.59	0.41	0.45	0.73

※測定結果は、いずれも国・当施設の排出規制の基準値を満足する結果となっています。

- ①廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びダイオキシン類対策特別措置法により、平成14年12月1日から排ガス中のダイオキシン類の濃度規制が強化され、1ng-TEQ/m³以下に保持することが義務付けられました。
- ②廃棄物処理法に基づき、ごみ処理より発生する飛灰などにダイオキシン類の処理基準が設定されています。当施設で発生した飛灰は、国規制基準に適合し、専門的な処理により、リサイクルされています。

ばいじん測定結果

分析項目	単位	国基準値	当施設基準値	設備名	採取場所	4年度測定日・結果		5年度測定日・結果	
						R4.8.19	R5.2.25	R5.8.31	R6.2.20
①ダスト濃度	g/m ³ N	0.08	0.02	1号炉	煙突	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
				2号炉	煙突	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
②窒素酸化物(NO _x)	ppm	250	70	1号炉	煙突	13	37	28	42
				2号炉	煙突	28	25	19	20
③硫黄酸化物(SO _x)	ppm	—	20	1号炉	煙突	2.2	<0.7	<0.7	<0.7
				2号炉	煙突	1.7	<0.7	<0.7	<0.7
④塩化水素(HCl)	ppm	430	50	1号炉	煙突	2.5	<1.8	<1.8	3.1
				2号炉	煙突	3.4	3	4.2	2.5
⑤水銀(Hg)	μg/m ³ N	50	—	1号炉	煙突	0.15	0.56	1.20	0.18
				2号炉	煙突	0.33	1.80	0.82	0.19

※測定結果は、いずれも国・当施設の排出規制の基準値を満足する結果となっています。

- ①ダスト濃度:排ガス中に含まれる粒子状物質です。ろ過式集じん器で除去しています。
- ②窒素酸化物:ごみや空気中に含まれる窒素が燃焼により、酸化し発生するもの。一酸化窒素と二酸化窒素が大部分で光化学スモッグの原因物質で、アンモニアの噴霧や触媒設備で分解、除去します。
- ③硫黄酸化物:硫黄酸化物は、そのほとんどが二酸化硫黄で、酸性雨の主要原因物質です。水に溶けやすく、触媒設備で、除去します。
- ④塩化水素:これが水に溶けたものが塩素です。強い酸性と腐食性を示します。塩素を含むプラスチック等を溶融すると発生します。発生した塩化水素は、消石灰で中和し、集じん器で捕集します。

施設周辺のダイオキシン類濃度測定結果

分析項目	単位	国基準値	当施設基準値	採取場所	3年度	4年度	5年度
					R3.8.31	R4.8.29	R5.8.30
水質	pg-TEQ/L	1.0	—	施設下流(わき)水路	0.062	0.062	0.058

※測定結果は、国の規制基準値を満足する結果となっています。

なお、当施設で使用した汚水等は、クローズドシステムにより、外部には放流しておらず、すべて再利用(循環)され、蒸気・雨水・生活水以外は施設外に排出しておりません。